

明治三十年二月二十四日第三種郵便物認可
大正二年一月十五日發行(每月一回十五日發行)

概

一

一〇(號五拾百二第)〇一

訓警の論國安正立

悲哉皆出正法之
門而深入邪法之
獄愚矣各懸惡教
之綱而鎮縛誘法
之網此朦霧之迷
沈彼盛焰之底豈
不愁哉豈不苦哉
汝早改信仰之寸
心速歸實乘之一
善

目次

大正第二年の新春を迎ふ	
帝國在郷軍人の修養に就て	陸軍少將 小原正恒
ブラグマテストとしての高山樗牛	文學士 藤井健治郎
日蓮主義綱要	大僧正 本多日生
天晴地明の修養	僧正 野口日主
日蓮主義鑽仰の告白	大審院檢事 矢野茂
蘭室訪問録	記 者
翼賛員芳名録	神奈川縣布教の記
	活動史
	廣告數件



大正二年の新春を迎ふ

(白碧虎肥)

願ふに、大日本建國の理想は、聖明なる 明治天皇の靈化に憑り、内治を振刷し外交を伸張し、庶績大に熙り國光茲に輝き、使命發展の曙光を呈したりしも、奄に悲滅の登遐あらせられ給ひ、今上陛下叡明の天資を以て帝祚を履み、明治維新の鴻業を繼承して展開の施設を念じ給ふ、吾人深く畏み稽首して恐懼に堪へず、

觀よや東洋の風雲如何、隣邦支那問題は亂れ亂れて一點平和の光明を見出さざると共に、其最後の斷案は如何に成行くやも知るを得ざるにあらずや、また巴奈馬運河の開通問題は、大に我外交上經濟上に重大なる關係を有す、而して斯の如く對外關係上容易ならざる機會に在りては、牢乎たる識見と適確なる政圖を策せざる可らず、さらに對内關係は如何、政治上には官僚と民黨の爭あり、經濟上には正貨準備輸出入問題の複雑を極め、延いて生活難を叫んで民心何となく不安の状態に存すれども、形式に示されたる成績は稍や完備を告げしと稱せらる、然れども退いて國民思想の現状を考察し來らば、何等躊躇する所なく茫として捉ふるに由なし、素より區々屑々たる學見主張なきにあらざるも、堂々たる大徳教を樹立して一國風教の指針を明かにせるものあるを見ず、或人は現代の教育によりて國民を導かば充全なる効果あるべしと云ひ、又は成立宗教を非なりとして新宗教を樹てん

日蓮主義要綱

(續前)

大僧正 本 多 日 生

第一 本門の本尊

日蓮上人の顯示し給ひし本尊を指して本門の本尊と稱するのでありまして、この本尊の意義は幾多の妙旨を包含して居りまするが、就中統一主義の上に示めされて居るのであります、この統一主義は各種の方面に光彩を放つて居りまするが、特に我國の神明に對して深遠なる意義を顯はし、而して法華經壽量品に顯はれたる宇宙絶對の本佛との關係を融合せられて居る、日本國守護の善神と宇宙絶對の本佛とに就て尤も充全なる調和融合を教へた、上人獨得の妙旨が本尊の上に存して居るのであります、斯くて權威の二大源流たる國家の淵源と宗教の本尊とを一如し來りて、我々日本國民の離るべからざる敬神の思想と、吾人々類の性情より來る宗教的絶對の依信とを統合して、其處に法國冥合

の信仰、立正安國の忠誠を指導啓發し、内に在りては日本國民の思想の根據を確立し、外に向つては世界文化の中軸を決定せられたのである

この玄妙深絶の旨致は拙なき言論の能く説く所ではない、今は只その一端を辨明して無限の渴仰を捧ぐる指南とするに外ならぬ、元來我建國の精神の卓々秀麗なるは天徳に合して天業を行ふ爲めに建てられし點にあるので、換言すれば我國の建てられしは方便の必要や一時的理由ではない、絶對的の靈威に依り、悠久に天意を行ひ給ふに外ならぬので、この靈威の發する所、上に在りては、皇統一系の 天皇となり、下に在りては億兆一心の民風を感發し來りしものである、この靈威と云ひ、皇統と云ひ、民風と云ふ卓拔堅牢の美點を保有せる我帝國は、區々たる學説の如何により、紛々

たる宗教の所論によりて、豪釐も動搖すべきでない、法然出づるも基督來るも之を如何とすべからず、個人主義起るも博愛思想を説くも之を動搖せしむるを許さず、この建國の意義に於ける靈威、皇統、民風を尊重してこゝに絶對の信仰を立つべきである、これと同時に宇宙法に基く宗教の本尊に於ける絶對の信仰を確立し、この二個の絶對的權威を巧妙に一致せしむべきである

若しもこの二個の絶對權威を融合し得ざる時は、其處に國家の深憂を蒙り、其處に宗教の毒素を包むことを知らねばならぬ、然れども宗教の權威を無視して漫りに國權に阿附せしめんか、宗教の眞價を失ふのみならず、宗教が與ふる所の人心感化の靈効を滅却し去つて爲めに人心の基礎を破壊し、延いて諸種の弊害を人生社會の上に續出するに至るのである、さればとて宗教の絶對の權威を認めて國家をして教權に屈從せしめんか、又幾多の害毒を醸生して國家組織の體制を破却するに至り、彼の羅馬を倒して代はれる法王廳の權横の

如き弊害を世に流すのである、されば二個の權威を適當に融合することは人生社會を統一して健全なる文明を建設せんとするに當りては、最先最要の大事と云ふべきである

更に注意すべきは上人の國家觀は深遠なる哲理の根柢より築き上げられたる點である、我が建國の大精神に感孚するものは、古神道の學説に由るも、又儒教徒の日本化せる學説に由るも、皆均しく敬慕措かざる所なるも、神儒二教より來れる國家觀は實際に於て尤も尊敬に價ひするにも拘らず、その根據を檢するに至りては單に之を建國の神話に托し、又之を忠孝の倫常に依りて説明し、惑は歴史的事實に基き、或は智得的論理に寄せて解釋するようにして、堅牢不拔の眞理上の基礎を明かして、他の主義思想に對抗し、若しくは之を説破し之を心服せしむるの力に乏しきは、予の深く慨嘆する所である、近來西洋の思潮我國に入るに及んで、縱しその説の結論は誤されるにもせよ、その説を立つる根據は必らず批判を経て、理性の満足を求めん

とし、眞理の證明を要求せざるものはない、故にその説は誤されるにもせよ、之を説破せんとするには、單に歴史の事實と習慣の倫理によりて、之を感化し得べきでない、この點を充分に考量し來りて而して後に、上人の基礎堅牢なる國家觀を拜するならば、上人の特色ある忠愛の精神も分かり、又それが尤も現代人心の動搖分裂を救ふ適當の主義主張なることも會得せられ隨つて上人に對する敬慕の念が一層甚深の意義を有つて來るのである。

上人の國家觀は宇宙の實相觀より發して居る、即ち他語を以て言へば哲學的根據より見たる國家觀である、その實相觀は現象即實在の妙旨と現象の發現は總へて縁より起るとの二點に基くので、實相と縁起との二大原則を尤も正確に説明して其處に國家の体相を觀、而して我神國の如きは一種靈妙の大因縁によりて卓拔秀麗の御國体を發現し來れるものなることを教へたのである、されば絶對の世界を遠く白雲の上に認めず、西方十萬億土に置かず、十方は悉く寶土、三界は即佛國

にして、その体は全然二あるにあらず、但その相を現する上に別あるのみ、而かも我國の如きは、六合照臨の皇統を戴き又無上醍醐の妙法を立て、遂に一闍浮提の暗を照す、最高神聖の天職を帯ひて存立せるを觀るのである、眞如界中に國家は健存して居るのである、實相觀上に世間相を常住と見るのである、決して假相的、一時的、便宜的のものとして國家を見て居らぬ又更に吾人の理想も道德も必らず國家を待つて始めて完成せらるべきを信じ、世界の文明も人類の救済も健全なる國家の發展によりて成就せらるべく、宗教も道德も國家と合して始めて、その本領を發揮し得べしとするので、一往見れば道の絶對とか宗教の神聖とか信仰の權威とかを無視して居るやうにも思はるゝが、決してそうでない、其處に上人獨得の妙旨が光顯せられて居るのである、道の絶對と國の絶對とがそのまゝ相互に抱合致するやうに說かれて居る、即ち「國は法に因つて昌へ」と云ひ「法は体なり國は影なり」と云ふと同時に「法は國を鑑みて弘むべし彼の國により

し法なれば此の國にもよかるべしとは思ふべからず」と云ひ「先づ國家を祈りて須らく佛法を立つべし」と云ひ「我れ日本の柱とならん」と云ひ、斯くて「法華を識る者は世法を得べし」深く世法を識れば即是れ佛法なり」と説き「法を知り國を思ふ」「天晴れぬれば地明かなり」「正法を立て、國家を安らかにす」「王法佛法に冥し佛法王法に合す」と教へて、一面には國家の尊嚴を發揮し、一面には教法の尊重を教へ、兩々相合して其處に理想の國家を認め圓滿の宗教を掲げたのであります、この間の玄旨妙談は二十世紀の文明か研究し確定せんとする最大の事業であります。

吾人一個人は有限の生命有限の活動より有たないから一方より見れば一瞬の生命一芥の微物に過ぎぬ、然れどもその内包せる實體は佛性を有し普遍我を有し無限の大智慧大慈悲を有して、如何なる大活動をも起し得るものと見る時は片々たる吾人も眞如絶對と離れては居ない、否我れ即眞如であり我れの思想行爲は久遠の生命悠久の意義を存して、決して輕々に見ることが出

來ないが、それと同様に國家を皮相より見れば假構的便宜的の方面もあるが、その内包の意義、理想と天職とを達觀する時は、有限に見へる國家、便宜に見へる國家の上に絶對靈妙の意義が存して居つて眞如界中の尤も重大なる事相と見ねばならぬ、されば國家を愛護する事のそれが、不滅の意義を有するのであるかゝる考察を根據に置いて、我建國の事實精神を觀るに、たしかに玄々微妙の意義が包まれて居り、而して我建國の祖神は、宇宙絶對の靈力と直接に關聯して居る、即ち絶對の靈徳が顯現して、祖神の上に合一して居るので、靈徳即祖神、祖神即靈徳であつて、體用全く不二であり妙融して居る、こゝに尊嚴侵すべからざる御稜威を發現し、世界無比の美風を發揚し來つて居る、而してこの祖神は正しく我國守護の善神であらせられ、この國の理想天職を守護し給ひ何等の障害をも排除して、悠久にこの目的を遂行するやう、御加護あらせられて居るのである、但し個人個人の上に起る純粹宗教的の要求に對しては之を正面の御思召として顯

はれて居られない、即ち個人の冥福を祈りて病氣の平癒を求むる事や、個人が絶対の悟りを開いて、佛に成ると云ふやうの側は、之を他の教法によりて満たされるやうになつて居る、即ち宇宙十方に遍滿せる唯一絶対の本佛とは、内面に於て全然一なれども、その發現の任務に於ては、その趣を異にして居る、本佛は宗教的要求を満たす爲めに顯はれ給ふて、五十年間縱説横説八萬四千の教法を周備して説き教へ玉ふたのである、この本佛と祖神とは法と國とに就て表面の作用を別にして顯はれ玉へるも俱に是れ絶対と合して顯はれ玉ふて、人生社會に於ける權威恩徳の二大源流を爲してそれが相互に微妙の融合を遂げて居るのである、基督教の思想によれば宇宙絶対の神は唯一であつて、その他には何等の神をも許さないのである、その起原は猶太の神から轉化したのであつて、猶太の神はその國民の守護神であつたが、基督によりてこの國の神が宇宙の神に擴大せられたのである、而して一旦宇宙の神となつてからは到る處に國々の神を驅逐して、この

獨一神を宣布して居るのであるから嚴正に基督教思想を奉ずるものは、我國の神明を超人格として尊敬することを厭ふのである、元來吾人は一面には小我の自己として國家に從屬し一面には大我の自己として宇宙に關聯す、故にこの兩方面の思想を調節することが一切の精神問題の根本に横つて居る、小我の自己を全然無視して大我絶対の思想にのみ馳する時は、超絶的思想に陥りて超國家超世間の觀念に走り、現實の人生を侮蔑し、國家の體制を輕視するに至るのである、他面に大我の自己を意識せずして單に小我の自己のみに屈すれば其處には高遠なる理想も純潔なる犠牲の精神も消磨し去るのである、故に小我大我を双照する時に健全なる思想が起つて來るのである、この有限の我れと無限の我れとの合一したる處に、濶大なる精神光明活力が發現するのである、日蓮上人が「旃陀羅が家より出たり、魚鳥を混丸して成せる身なり、身は人身に似て畜身なり、然れども心に法華經を信じ參らせぬれば、梵天帝釋をも恐れとなさず」と仰せられしは、尤もよく

小我大我を調節せられたる御指教であり、又「遷滅無常は昨日の夢、菩提の覺悟は今日の現つなるべし」と承めし給ひし如きは、現實と理想小我と大我の調節に於ける玄々微妙の極處と謂ふべきであります

上人が國家の問題に就ても、之と同様に小日本と大日本との見解明かにし玉ひ、而して大日本の天職を發揮する事に向つて大忠を抱かれて居る

勅宜並に御教書を申下して戒鞭を建立すべしとの御趣意は、國家の方面に於ける主權の絶対を敬信し玉ふより來るのであつて、この權威の淵源は無倫天徳より發するものとせられて居る、故に

日本國は八萬の國にも超へたる國ぞかしと仰せられて、一種獨特の靈徳を信じ玉ふて居るのである、而して法華經の我國に於て、その眞意の發現するを見て、兩眼滿の如くに涙を流して喜び玉ひしに至つては、その誠忠その道念之を何とか見るべき、實に

景仰欣慕に堪へぬ次第であります

上人の本尊に、天照八幡を特筆せられ居るは尤も留

意すべき點であります、日妙抄には我國守護の天照八幡と稱し玉ひ、宇宙の本佛と國家の神明とが一如せられて居る、

我國の神明によりて一切の宗教と自由競争をなさんとするは、考慮を要すべき所である、國家の事に就ても將官ありて軍事に盡すが如く、思想界にも國家に忠なる大宗教ありて絶対と國家とを一如せしめねばならぬ、之は大なる宗教を活用するを上乘とすべきであつて、上人の大忠を懷ひて未だ微望を達せずと仰せられしは、この邊の御趣意にてはあらぬかと拜察し奉るのであります、佛教は哲學の方面には堅實なる理義を有し、宗教の方面には統一の襟度を示めし、倫理の方面には各種の調節を教へて居る、故に我御國体を擁護する上に於て、尤も堅牢の甲鐵蓋となり、忠勇無雙の將軍となつて陣頭に立つ所のものである、斯かる統一の主義が、上人の本尊觀の中には主要なる教義となつて居るのであります

帝國在郷軍人の修養に就て

陸軍少將 小原正恒

思ひ出多き明治の聖世を送り、茲に希望多大なる大正の新年を迎ふるに當り、吾人は無量の感概胸に湧いて在郷軍人に對する所見を披擲せん

吾人は、軍人にして造次頓沛も忘るゝ事を許さざるものは、明治十五年軍人に下し賜はりたる勅諭である、此の勅諭は即ち吾人軍人の精神である、此の精神の磅礴する處、入ては勳勉力行の國民となり、出ては忠良勇敢の軍人となるのである、故に勅諭の大精神を體現するもの多からんには帝國の興隆を招き、若し誤りて此精神の缺くるものあらば衰運を呈するに至るので、是れ實に重大なる問題である



ことが出来ぬ、是れ過去最近の軍役に於て、彼我兩軍の實驗したる所にして、長へに殷鑑となすに足るのである、然るに今日社會の風潮を觀るに益々浮華文弱に流れて堅實なる意思の力なく、滔々として此風潮に誘致せらるゝの傾向あるは、精神の鍛錬未だ以て到れりと謂ふことを言ひ得られない、吾人は己に勅諭の意義を解するのであるが、口に讀み心に讀むとも、身に讀まざれば何等の價直がない、彼の日蓮上人は「色心二法共に遊されたこそ貴く候へ」と仰せられてあるが、實に吾人の服膺すべき警訓である、而して吾人軍人が時に留意一番すべき重要な問題は、戦捷の光榮を獲得するは軍人の活動にのみ存すると思ふは謬見にして、即ち國民の後援同情

あるに由りて、毫も後顧の憂なく戰場に活動し得るのである、而して平時に於ける軍人の地位は如何、今日在郷軍人の數は、其未だ入營せざる兵を加ふるときは約二百萬の多きを計算し、而かも年齢及常識の點より言ふも、洵に社會の中堅たり木鐸たるべきものにして、則ち吾人の精神的發動は直に社會の惡風を矯正し、勳勉力行は一國の生産力を増進することを爲るのである、故に軍人たるものは自から進んで斯の如く奮勵努力せなければならぬ、然るに若し此中堅者にして却て世人に忌避せらるるの行爲ある時は、何を以て吾人の地位を確保することを得やうか、日蓮上人は「徒らに遊戯難談のみして明かし暮さんものは法師の皮を着たる畜生也」と云ひて佛徒を警しめて居らるゝが、此文の精神は亦以て吾人に對して適切なる座右銘ではないか、苟も軍人は益々躬行を慎み勳勉業に勵み、以て世人の儀表たることを期せねばならぬ、抑も我帝國は神祖建國以來、舉國皆兵の主義を執り、男子は貴賤の別なく悉く軍籍に在るものである、就中在郷軍人は、

已に現役に服して國民的學校たる軍隊を卒業したる者なるが故に、他に對しては古參の資格に在る、是れ軍人は一般人の模範たるべしと謂ふ所以、實に茲に在て存するので、深く留意を要する事項である
方今宇内の形勢を考ふるに、日露戦役後は、列強の我國を觀ること戦役前に比して大に其趣を異にし、動もすれば猜疑心より白人の列國協同して我に壓迫を加へ、我が發展を妨害せんと欲するの傾向なきにしもあらずである、現に某國の如き、戦役中は我同盟國以上の厚誼を以て我に對して居つたが、平和克復後は其態度一變して其一部は已に我同胞を排斥し、甚しきに至りては極端なる必戦論を唱ふる者さへある、今其所論を見るに、我國は大平洋沿岸の土地を占有するにあらざれば止まずと憾斷し、我が戦闘力即ち兵員艦船訓練より國民の精神覺悟に至るまで優れりとなし、大に我邦を賞揚して以て自國の實力を澎漲するに努めて居るのであるが、蓋し是れ獨り某國に限らんやて、列國の我國を忌み憚ること戦役前の比にあらざるは殆

んど一般の状勢である、要するに、彼能く我を忌み憚る時は彼れの我に備ふるあるは固より當然の事である、斯に於て我亦大なる覺悟と決心とを以て自強自衛の策を講ぜなければならぬ、而して吾人は軍事の智識を増進し精神を鍛錬することが尤も大事である、若し然らざる時は、禍は踵を旋らさずして吾人の眼前に横はるであらう。

日露戦役後は其實験により軍事上諸般の改良を成され、兵器に在ては速射砲自動銃は幾んど完成の域に達し、空中船飛行機手投及小銃用爆裂彈の如きは大に研究されつゝある、輸送機關に於ては自動車發明ありて著大の發達を爲し、最近の調査を見れば、獨逸國の如きは現に五萬七千八百五十臺の自動車を有し、之を昨年に比すれば八百餘臺の増加を爲せしと云ふ、通信機關に在りては、無線電信は海上數千里の遠距離に通信し得べく、今現に野戰に應用しつゝある、斯かる狀勢なるが故に帝國在郵軍人たるものは、常に教範操典によりて勤務上の研究を忘れてはならぬ、亦漫りに他

の説のみを信賴して自發の努力を缺き、勅諭の大精神を体せざるものあらば、如何に伎倆勝るゝとも思想は墮落して忠節の匪躬消耗するに至るべく、其は忠良なる軍人の資格を缺くものである、斯の如きは不忠の徒である、深く省みなければならぬ、日蓮上人の開目抄には「法に依て人に依らざれ」と言はれてあるが、實に千古の卓見である、軍人が勅諭の精神を身讀せざるものありとせば、其眞體を把住する事は斷して出来な、現代は何物にても證衡を遂げずして西洋の文明を採用し、以て我國の文明を築き上げんとして居る、然しなから我國には特殊の國性がある、漫然之を採りて歐歌するは不可である、日蓮上人は斯かる態度を諷めて「彼の國に好かりし法なればとて此國にも好かるべしと思ふべからず」と言はれてをる、之は實に現代の直譯者流に對する頂門の一針で千金の重みがある、而して亦我輩の能く聞く事であるが、壯丁が入營すると多くは苦しい辛らいと云ふて居る、而し軍隊は規律ある家庭なるを以て、善良なる家庭に生活した壯丁であ

るならば少しも苦しい筈がない、苦しいと云ふのは規律のない自墮落なる家庭に居つたので、不心得なる聲を洩らすのであらう、軍隊は秩序を重んじ統一を尊ぶ各個教練を行つてそこに統一がある、之を統一して戰場に行つて働く、國民としても亦之と同じく、形式整ふて智識進むとも、徳義と云ふか信念と云うか精神の統一が出来て居らないで、雜然たる個人主義の様な思想に偏傾して居るならば、到底國運の隆昌を期するとは出来ない、この方面に就ては日蓮主義の統一信念の思想に依るならば、多大なる効果あるを信する、日蓮上人は宗教上の統一軍を起して力戰奮闘を試みた大偉人である、史を按ずるに、鎌倉時代、北條義時泰時の如きは實に天地容れざる大逆無道の大罪人であつたが、其盛時に於て少しく海内を治め民望ありて其家榮えたけれども、此逆臣永く生存し得べき筈なく、其子孫高時に至つては、文弱に流れ奢侈淫逸にして不忠を極め、遂に數代にして亡んだのであるが、其當年此北條の惡逆無道を鳴らして大義名分を正したものは一人

もない、唯だ獨り日蓮上人は、鎌倉小町の辻に起つて法華經主義に依りて一佛一王主義を唱ひ、「王法佛法に合し佛法王法に冥す」との理義を説いて、日本建國の大理想と法華經の眞理を結合し、日本國は世界唯一の靈國なりと論斷して至上の絶對主權を賞揚し、執權北條を自して門守の犬なりと罵倒し、渾身の熱涙を灑へて勅王愛國の思想を作興せられたのである、故に日蓮上人は一代の間、北條執權の爲に幾多の法難に逢ふたのであるが、艱難重なる毎に其絶叫は猛烈にして、北條一門の心臓を衝いたのである、然れども北條は無道の夢少しも醒めなかつた、若し北條にして日蓮主義を容れ、政權を返上したるならんには、明治の王政復古は、建長弘安年間にて圓滿に行はれ、我國の思想界は、現代の如く腐敗紊亂の状態に至らなかつたであろうと信する、されば現代人が、根底なき思想に走り形式に囚はれて趨く所を知らざるの時、國民の精神は法國冥合の完全なる宗教に由りて堅實なる信念を養ひ忠良なる國民として國運の發展に努力することを望む

プラグマテストとしての 高山樗牛

早稻田大學 藤井健治郎

故高山樗牛が三十四年五月の「太陽」紙上姉崎嘲風に與ふる書に云く、「予は矛盾の人也煩悶の人も而して又我執の人も主觀の人も」と云ふ一句がある、如何にも高山君は矛盾の人煩悶の人である様におもふ、又同時に我執の強い人であると思はる、が而し退いて考へて見れば、此矛盾煩悶と云ふ事は是豈に高山君に限らない、世間一切の人皆矛盾の人煩悶の人である、矛盾煩悶は之れ實に人生の一大事である、普通の出来事である、何を以て斯く云ふか、今其顯著なる一二の事實を掲げて見よう、吾々は生れたからには死なねばならぬ、死は當然来るべき運命である、然るに人は死せざることを願ふて居る、如何に生を望んだからとて百二十五歳位のもので、永久に生を得る事が出来ない、之れ明かなる矛盾ではないか、人は種々の苦しみの中か

ら樂を得んとして居る、苦しみを脱して快樂を望むは凡ての人の有様である、又人生の事を知るは、始め教育學問に依りて知るので、學問によりて疑義に陥入るもの多く、苦しみを感ずるは智識獲得の約束である、智識なくば人生の煩悶を感ずることが少ない、人は物を知り智を研くと云ふ事は、是れ矛盾の生活ではないか、更に人は此世に生存する以上は、道徳法律の制裁を受ける、而れども西洋の先人が、休日には人の爲に作られ休日日の爲に人あるにあらざると云つたが、道徳法律は人の爲に作られたので、自分自らが作つたのである、而るに自から作れる法律等によりて吾が手を縛られる、秦の昭王は自分の作れる法律で罰せられたと云ふが、豈に昭王に限らんやて、天下皆自分の作りし法律に依りて縛られて居る

斯の如く觀じれば、矛盾と云ふ事は高山君一世の事實のみではない、凡ての人生の事實である、人は矛盾を以て生活するものである、而して人は此の矛盾を離れて生活は出来ない、されば人が此の矛盾の中に

生活して居るから、之を取り去り調和し超越し統一して見たいと云ふのが、人生其者ではないが、其矛盾は永久のもので、小さな人間の智識を以て統一し超越し調和するは、水中の月を捉ふるが如きものであると云ふものもあるが、而し之を調和するのが人生ではあるまいか、人生は矛盾なり故に煩悶あり、人生は矛盾煩悶の事實であるが、感情が内に冷えて理智外に暗いものは、之を自覺せずして太平樂を並べて居る、之等は風雲の如く蟲類の生活で、斯くの如く矛盾の中に生活しながら之を自覺せずして今日を送るものは幸福なるや或は然らん、而れどもその幸福満足は吾人の求むる所でない、世には其矛盾を自覺して煩悶に堪へず苦んで生活して居ると云ふ人もあるが、之等は歳の瀬が来たので借りた金を返すことが出来ぬので煩悶し、銀座街頭を自動車に乗りて景氣を付けられぬとて煩悶し、或は婦人などは三越白木の店頭に立つてショールが欲しいが、而し囊中錢なして其たく煩悶して居る、かゝる種類の煩悶が多い、之を例ふれば、食つた芋が喉につ

かへたと云ふのを煩悶して居ると同じ譯で、押せばケロリと治るので、芋が喉につかへたのは苦しいであるが、箸を以て押せば直ぐ治る、左様な淺果敢なる煩悶をやつて人生を味つたものなど、云ふ人はありはせんか、之は所謂附の煩悶で、完全に達觀したと云ふ事が言ひ得られようか、予はそれよりももう一皮剥いたものでなければならぬと考へる、抑も何ぜ自分は芋を食はねばならぬか、何ぜ五十年の命を續けべし、か、生れるとは何か、死とは何か、生れて死なぬ工夫をしなければならぬが、不生不死の工夫はないか、是迄に行かねば眞實の煩悶をした人ではない、樗牛は矛盾煩悶我執主觀の人であると云ふ、それは吾人の人生に痛切なる煩悶であつた、わがそでの記には

幾千よろづの是大塊に、人や生るゝ何の因、何の縁ぞ、花飛び葉落ち風吹き鳥鳴く、合ふや柳因、別るゝや絮果、何れ終りはおなじ流轉の世に、人や何を望みの五十年のいのちぞも(樗牛全集 五卷一四四頁)
また三十四年五月の「太陽」紙上には

畢竟悟らんが爲には吾情強きに過ぎ、迷はんが爲には吾智明かなるに過ぐ(樗牛全集)

自分は何の爲に生れたるか、野狐禪的に大悟徹底せんとするには情が過ぎるし、盲目的に服従せんとするには智が明かである、外には解し難き謎の固まりなる自然と人生を控ひ、内には解く事の出来ない雙互に反對を走りつゝある情と智とがある、樗牛の煩悶は一個人の問題でない、人生其ものゝ矛盾煩悶である、世人は高山は近頃の名作家なりと云ふが、彼れの全集は十年を經過したる今に愛讀者多きを加ふ、而して之を讀むものは賞讃して居る、私も一代の文章家であるを知る、而し私の考ふる所では、彼れが婉麗なる筆と況後録の様な雄渾なる筆は大詩人に相違ないが、人生の矛盾煩悶の事實を彼自身が自覺し實見し赫讀したのが大文章であるとおもふ、人生は實見を外にして何物かある、彼の慣習歴史のみに捉はれて居る人は、人生の生甲斐ある生活をしたと云ふ事を得ようか、世の一顧一笑を恐れて居るものが、生甲斐ある生活であると云ふを得

べきか、一去一來遷滅無常に吾人の生死は支配せられて居る、一時を糊塗する生活は人生の意義を體得せるものと云ふべきや否や、之等は畢竟風に搖るる雲の如くて自動の力である、人は自己を自覺し又理想を有たねばならぬ、中庸に「誠者天之道也、誠之者人之道也」とあるが、眞に然りて、何物にも各其性ありて存在し、吾人には本來の性ありて法則がある、其法則を自覺し自分のものとして生活する所に人生はある、吾人は慣習政治歴史の之等を脱する事が出来ぬので、必ず履んで行かねばならぬ、之等は吾人自覺の中に入れ理想の熱を以て溶かし、自分のものとして生活する所に價直がある、プラグマテストが英米に勢力を有して居る、即ち人間は一切價直の源である、眞善美の價直は何れより生るゝや、人間其ものが作れるものを外にして他にはない、高山君は富める者は富の人に知られざらん事を恐れ、貧しき者は貧しさを知られざる事を恐るゝと云ふて居る、人に知られるとも金持は金持である、貧乏は貧乏である、他の毀譽褒貶に由て人生を見出す

ことは不可能で、人の毀譽褒貶や周囲の一顧一笑によりて自分を律するは人生の本義でない、人生の本義は内心の満足である、貧しき者は貧しさを心の誇りとする處に内心の満足がある、世の中の評判に依るものは不可である、この内心の満足と離れて客觀的法則のみ支配せらるゝは眞理でない、法則なるものは人間が認めて以て法則とする所のものにして、彼の法則は自分の胸の中に在るとカントの洞破した所以である、其實在其法則は何であるか、之を論じたのはベルブソンにして、則ち一切の法則は自我の自由なる發動の想像であると云ふた、世人は吾人の智識を書物に讀み講釋に聞くことであると考ふるが、而しそれだけでは智識でない、眼で視耳で聽いて自分の腹と頭とに依り諒解せらるゝもので、自分に自我の充全にして深刻なる満足を得たるものにあらずんば、知識とは言ひ得られない、故に樗牛は智ありて一の信なからんには始めより學ばざるに如かずと云うて居るが、多くの哲學者は智と信とは其性質の異なるものであると論ずるも、必竟

智は信は信は信一體であるとおもふ、信智一體にあらずんば行に現はれない、試みに林檎の味を知らんとするなれば、千萬巻の書に依るも知ることが出来ない、之は自分自からが食ふに如かず、斯く信ずる處に智識がある、其智識は信に基かなければならぬ、高山君は文藝批評家の態度を擧げたる中に、凡を批評家なる者は如何なる場合にも自己に忠實ならざるべからずと云ふて居る、之は文章を作るもののみでない、一切皆然り、自己に忠實を外にして美も善もない、自己の實驗理に美も善もあるのである、即ち眞善美は自己の作りたるものであると云ふ主觀主義である、而し主觀主義と云ふても主觀客觀對立したるものでないそれ已上である、主觀主義は之を提唱する人物如何に依りて岐るゝので、凡ての價直は人物によりて分るゝ、彼れ樗牛は此の精神が日蓮に信仰を捧ぐるに至つたので、主觀主義實用主義に外ならぬと思ふ

高山君は所謂プラグマテストとして思想感情を表はすに適當なるや否やは知らざるも、已上の趣意によりて所見を述べた次第であります



日蓮主義鑽仰の告白

大審院検事 矢野茂君 談

大正元年閏走の二十七日、日は已に暮れて寒風都大路を吹き捲くる午後七時、大審院検事正四位勳二等矢野茂君を訪づれた、頼まふとの指走りた記者の聲が奥に通じたかとおもふと、優さしい塵らいがあつて取次ぎに出られたのが合議である、折しも動行中で方便品を讀み終る處なので、應接室の椅子に少憩して居たが、さらに「どうぞこちらへ」と案内されたのが日本室の客間で、床には眼帯の筆になつた老西郷の英姿が嚴然たる態度で控いて居る、床の置物や諸道具が何となく厭味のない雅致を帯びて居る、少しも俗氣のない一種の靈光が輝いて居る様に感じた、氏は記者の間に幽莊重の調を以て左の如く語られた

▲日蓮主義鑽仰の動機

我輩は元淨土宗で法華宗ではない、幼少の時より孔孟の教や國學などは學んだけれども、宗教の方面には研

究の機會もなかつたし、又自から考へた事も少なかつた、然るに客年天下を騒がした大連事件の起るに及んで、國民的思想の癩癩せるに驚き、この危険なる思想を撲滅して啓蒙誘化するの方策を講ぜねばならぬと深く考へて居つた矢先、友人より、日蓮上人の開目抄などの著作あるを聴き、其後親しく本多僧正に會ふて日蓮主義の梗概を解し、開目抄の「夫一切衆生の尊敬すべきもの三あり所謂主師親是也」の文を拜讀し、多年の疑團一時に解けたるの思ひありて靈妙の感にうたれ爾來鑽仰の歩を進めて居つたが、土曜日開催の講妙會に於て、壽量品無量義經涅槃經等の講義を拜聽して、意義の深い大教法であることを會得し、目下開目抄の

雄大なる思想に接して彌々日蓮主義の卓越せる大教義であることが解つて來た

▲現代を救ふには日蓮主義に由るべき也

おもふに現代の複雑混亂を來たして居る悪思想の傾向は、權威なき對立的の教では駄目である、この病根を一轉せしめて適切なる啓蒙を爲すべき教は、朱子學や其他の淺薄なる訓詁の學問では効果がない、さりとて形式に囚はれたる神道に因りて國體の精華を發揮することも六ヶ敷い、どうしても之は日蓮上人が身讀教義の「主師親是也」「王法佛法に冥し佛法に合す」と云ふ大德教でなければ、現代の病根を救ふことが出來ぬと信ずる

▲一日の行事

我輩は日蓮主義に入らざる以前は、精神鍛練の方法として盛に謠曲を行つたが、近來は本尊腹式呼吸法を實行して居る、朝は東天紅を呈せざる時に起きて、方便品自我偈及び訓讀唱題と云ふ順序を以て修行を勤め、



▲我が經歷

新聞雜誌を讀み書信などを片付けて裁判所に出動し、歸來讀書三昧に入るののであるが、夕刻も朝の様に家族と共に本尊の御前に拜跪して修行する、日蓮上人の「今度いよいよ強盛の信心を起して」と云ふ教訓は、我輩の身には深く感ずるのである、我輩は其爲すべき仕事は、全力を傾注して實行することに努めて居る、それが日蓮主義を奉ずるもの、第一の心得であると存する、其他別に之と云ふものはない、唯だ園藝に興味を有つて居るので、東京の朝顔會の會長と云ふ事になつて居る

我輩は嘉永六年肥後熊本城下で生れたのである、當年ベルリが浦賀に來たと云ふので國中大騒ぎであつた、我輩は肥後の而習館に朱子學を學び後蘭學を習つた、明治八年依田白川氏等と東京に來りて學に志したのであるが、我輩は司法省法學校に入りて法律學を調べ、十八年司法省出仕となり、次で大阪控訴院判事となる

二十五年より二十九年まで高知地方裁判所長に勤務し、轉じて長崎地方裁判所長、長崎控訴院検事長となり、廣島控訴院検事長を歴任し、四十年大審院検事を奉じて今日に至るので、現在及將來の生涯は、國民精神の洗練を爲すべき社會的、道義的の事業に努力したいと心懸けて居る、我が後半生は清き宗教的生活に悦んで意義ある聖業に盡して見たいと考へて居る

久しく浮華虚榮にあこがれし夢はや醒めて、思想の経路に歩を選ぶ人も多くなつて來た、さにや其心の缺陷を充たさんとて、偉人の研究はげに盛んに、ことに偉聖日蓮覺悟の聲高く、其傳記は各方面より紹介せられて居る、が而し何れも眞實傳の燒直しか、又は其活動の事實のみを見て内的方面を推論するもので、何れも一種の弊がある、吾友妹尾翔君、藝術によりて偉聖の眞格を介し、之を上梓せられたる日蓮上人傳傳は平易であるから能く解る、之を一讀せば得る所があるであらう、特に推奨して置く

天晴地明の修養

野口 日主

天晴地明の四文字は日蓮聖人觀心本尊抄の結句である、一字千金の語があるとすれば、天晴地明の四文字の如きは「一句萬了」の句と云てよろしい、此四文字を味讀身讀するならば、一切の理義、一切の修養此中に在りと云つてよろしかろうと思ふ、世人は多く地上の明かなることを欲して、天上の晴るゝ必用を認むるものが少ない、故に苦心して地を明かにせんと願ふても、天の晴れざるに於ては、地は眞實明かになるものではない、昔し愚人あり一室の暗を拂はんと欲して桶も暗を擔ひ出せども暗は少しも減しない、いよくあせればいよく暗にして疲るゝは身體のみ、智人あり一燭を手にして入れば暗は立どころに失せて光明一室を照す、人も其の如く胸間の煩悶を除かんとあせりて天晴の信仰にも依らず、或はやけ呑、やけ遊もて、胸

間の煩悶を追ひ遣らんとすれども煩悶はいよく増すのみである、一燭とは何ぞ天晴である信仰である、天晴の信仰ありてこそ、地明の人格と慰安とあるなり、尤も世の教の中には、天晴的に傾けるもの地明風に遍するのがある、無論眞の天晴眞の地明では無いけれども、教を聴くものは注意せねばならぬ、日蓮聖人は常に「天晴地明」の格もて教を爲して居る、如何なる場合にも、此格を失つたことはない、試に一二を申せば、立正安國、知法思國、爲法爲國、國を説くに法と國と一貫して説て居る、決して一方に偏して居らぬ、法華經に「資生業等皆順正法」と説かれ、日蓮聖人も「識法華者可得世法歎」と述べられ、ツマリ是が法華經の神髓にして、世出一貫充塞圓具の妙道とは此法華經である、「天晴地明」の四文字を鏡として修養したならば、如何に麗はしき人格を完成することであらう

余曾て建武中興の志士が、攝海船を浮べて古樂を合奏するの繪を見たり、この天然、この天籟を、樂むの概

ありてこそ、此大事業も成せるなりと、今尙ほ其繪姿の眼に髣髴たるものあり、或は源義家公が勿來關外落花に詠ぜし如き、須磨寺嫩葉櫻に「一切二枝可切一子」の制札を建てたる辨慶の如き、自然に「天晴地明」の風貌を備へたるもの、様又思はるゝ、又武經三略の中に、一軍の醜三軍死を思ふ一節がある、それは或る將軍が遠征萬里の懸軍中一軍の酒を送るものあり、獨り飲むに忍びず去りとて三軍に頒たんとするにも能はず、遂に河流に溺れて兵士と共に醜味を味へるとのこと、これを物質眼より見れば誠に愚なる所なるべきも、この襟度に感じて三軍は此將軍の爲に死することを厭はぬと云ふに至りたのである

藝術家にも此「天晴地明」の覺悟を無くてはならぬ、昔し畫師某他より其の技の拙を噴けられ、憤然として悟り神佛祈願を込めて彫刻せし畫こそ、天下一品稀代の寶となれりと傳ふ、是の信仰ありて是の技術ありと云ふべきなり、更に日蓮大聖人は龍の口斷頭場に臨むも、雪の塚原に四ヶ年を送るも、雲霧深き身延の山澤

に九ヶ年の星霜を積むも、一言だも怨言哀語を發せられしことなく、此程の喜びをと仰せられ始終法悦に満されたりと、何ぞ其襟懷の廣大なる、本化上行の再證とは云へ、「天晴地明」の大修養にあらざるよりは詎ぞ如是の大奮闘と大慰安とを併せ得んや、大國士にして大國師と謂ふべし。

若し夫れ政治に鑒みんか、唐の太宗皇帝支那四百餘州に太平の治を致さんため、蝗蟲をも嗜むに至れり其勵精の結果米斗三錢、路遺るを拾はざる前古無比の太平を致せしも、晩年精力の衰ふと共に國政衰へたりと聞く後の評するもの徳政を欠たるの結果なりと、我等より評すべきは、「地明」に汲々して「天晴」を思はざるの致す所なりと評せざるを得ざるなり

今日吾邦政治家勸政治を爲すと雖ども、遂に思想の混亂を來し大道事件の如きを勃發するに列りしは柳も何ぞや、吾か國は其建國の當初より祭政一致の國にして、教を以て治國の根元とせりき、政を國音「マツリゴト」と云ふ「マツリゴト」とは祭事なり、祭こと即ち政

本國の有無はあるべしと叫ばれたるも此故なり
 今や大正維新御宏謨實現の今正是時なり、國民たるもの此思想統一、一大明教確立に力を致し、國光をして宇宙人類に光被せしむるこそ大和民族の天職なれ、
 經云く「每自作是念以何令衆生、又云斯人行世間能滅衆生闇、又云我此土安穩天人常充滿」、奮勵せざるべけん哉。稽首妙法蓮華經

日 志

鷄鳴出定 聞無譁
 讀誦三回 妙法華
 天霽地明 閑半日
 春光先到 机頭花

元且富士

日 航

白妙の富士の姿を居ながらに

見るぞうれしき歳のあけぼの

にして吾國政治の第一義なり、この根本を逸して政治を爲す大治を欲するも豈得べけん哉である、昔聖徳太子憲法を制定して「篤敬三寶」を唱導す甚深の意義あるべきなり、御歴代の 御皇室「以祭爲先」と聞く、近くは、明治天皇維新の改革に際り、五箇御誓文あり、皆是れ神靈崇敬の大御心なり恐懼三思せざるべけん哉更に「天晴地明」を第一義より云へば、天晴とは本尊なり、此天晴を語れば、吾人は其人格を完成し此國士即ち淨妙國士なり、日蓮聖人は此意義より日本國を指して「八萬の國にも超へたる國」と叫び「閻浮第一の本尊此國に立つべし」と主張せりき、本佛とは盡十方唯一の尊なり日蓮聖人本尊抄に「正像二千年の間小乘の釋尊以迦葉阿難爲脇士乃至正像未有壽量品佛來入末法始此佛像可令出現歟」此本佛こそ慈悲智慧光明力用法界に遍滿し三千に充塞せり、所謂法界唯一の本主なり、御國體の尊像、御皇室の神聖總て是れ王佛冥合歸一大道なりと唱導せしもの聖日蓮なり、日蓮上人は我國師の眞實擁護者眞實光顯者なり、日蓮に依りて日

蘭室訪問録

三 上 白 碧

諒闇中の歳の暮、最う寂しげな門の松飾も立てられ
 て、人の足並も早い師走の三十一日、下谷二長町辨護士牧野賤男氏を訪ふ

氏は明治八年佐渡相川に生れ、三十一年二十四歳の時、判檢事辯護士試験に登第し、當年諸外國の治外法權の撤排せる其第一に起れる有名なるミラー殺人事件を辯護して名聲を擧げ、爾來學々として斯業の経験を積み、現に東京辯護士會評議員東京市會議員の名譽職に推され、又天晴會及妙典研究會の幹事として日蓮主義の爲に力を盡し、熱烈なる慈母の信仰的訓育をうけて人となりし氏は、勤勉力行にして誠實なる紳士の格を具へ、堅實なる信仰によりて思想を鍛へ、朝に夕に聲高らかに題目を唱へて行學の二道を勵むるゝと云ふ記者は世人の欲求して居る日蓮主義宣傳の方法を聽い

た、氏は壯麗なる調を以て語りて云はく
 △日蓮主義宣傳の事業は、眞に雄圖壯大なるものであるから、僧俗共に異林同心の祖意を奉じて力行せなければならぬ、日蓮門下は唯徒らに舊來の形式を維持するのみで何等變つた方法を取らぬならば、新人物を引き入れることは出来ぬ、深遠なる教義は始めより一般人には解り兼ねる二千年來人類の前に提供せられて自由の研究して自分の思想とする事が出来る様になつて居るが、何つの時代でも賢明の人物は少ない、一冊の註釋書や一席の講話では、中々大鉢の系統だも理解することが出来様管がない、殊に現代人は今日主義である、人は生活難に苦んで唯だ現在を思ひ、明日を考ふる暇なしと言ふて居るてはないか



今日主義、之を啓導し救ふには、何か現證利益を視面に効果を見せたら物も言はずに歸伏するのであろう

或者は經文の譬喩に對して、疑を容るゝものがあるけれども、經文には事實ありしもの亦有り得べきものが擧げられて居るので、大神通力を現はしてアツト言はせて見たい、四海歸妙の實現は正しき綱格に依るべきは勿論であるが、更に他面に於て佛力によりて現證利益を與ふるのが宜いと思ふ、が而して法の意味を墮落せしめざることを條件として置かねばならぬ

記者と相對して火鉢を圍みながら談じ去り論じ來り、更に他方面に論著を開かんとする時、所用の客もありければ、記者は邪魔してはならぬと心付き暇を告げしが、歩を轉じて千駄ヶ谷なる軍人後援會理事小原陸軍少將の邸を訪ふた、刺を通ずると洋館應接室に案内をうけ、待つ間程もなく將軍は酒脱の風采にて「コレワ〜今外出する所でもう少し遅ければ」と云ふ温情のこもつた邪氣のない氣持のよい挨拶、記者は單刀直入來意を告げて、日蓮主義續仰

の動機を聞いた、將軍諱々として語りて云く

予は法華宗の家に生れたのであるが、青年時代に國を去つて軍隊に居つたので、宗教の崇高なる意義に氣付かなかつたが、或時所用あつて松本辯護士を訪ねた事がある、然るに山水の畫や骨董品などの在るべき筈の床の正面には、本多大僧正の書寫せられた大本尊が掛けられて、其前の机には御經と珠數とが置いてあつた、予は其時に予の心靈を衝いて、予が法華宗の家に生れながら宗旨の意義を少しも知らないのは、いかにも恥かしいことであると思ふた、どうしても宗旨の意味を識りたいと考へて後天晴會に入り、諸講師の講話を聽いて了解の端を開き、本多上人の法華經無量義經開目抄等の講義を拜して、彌々日蓮主義の廣大なる教義であることが解つた、日蓮主義は専門家の研究のみならず、日蓮上人の勤王愛國思想は採りて以て吾人の學ぶべき所である、日蓮主義は國民一般に遵守すべき大法で、ことに死生の間に働くべき軍人は、此主義信念を養ふて忠節を致さなければ

ならぬ、之を養ふには開目抄の雄大なる思想に接觸することが最大の要事であると考へる
 切々述べ來りて論議いよ〜風發の妙趣に入りしが、外出せらるゝ折なりしかば、將軍の健康を祝して邸を辭したのは一時過ぎであつた

一、住僧不行跡ニテ寺院修覆不加相續難儀ニ相見エ候者於之者組合ヨリ心附候テ早速隱居之願可被致候若其分ニ指置寺院及衰破ニ候ハハ其組合越渡可爲之事
 之は文化年間に於ける寺院制示の寫してあるが、こう云ふ制度は、現在の各形式教團に適用したら面白からう

統一團翼賛員芳名錄

明治四十五年四月二十七日、統一團開堂の式を擧げてより、爾來護法の熱誠を傾注して事業の擴張を計圖し、既に布教部面には月次八面の例会に於て、日蓮主義に關する講話講演説教の大會を開き、施用用小冊子を發刊して文書布教を行へり、而して社會部面の事業は、準備未だ整はざりしを以て、僅かに免因保護の一事業を決定したるに過ぎざりしも、大正維新の新春に於て、全般の事業を開始するに決し、大聖日蓮の凜然たる意氣の卓越せるを以て、固陋頑迷なる病的思想を折伏し、健全なる思想を養成して國力の發展と世界の平和の爲に盡さんと欲す

願みれば、曇きに翼賛員の制を設け之を世に公にするや、國を思ひ道を愛する士女は、此事業を賛し入會するもの多きを加ふ、並に翼賛員の芳名を録して佛天諸尊の寶前に供ふ
(入會順)
東京市京橋區南傳馬町二ノ一 雜賀秀太郎

東京市京橋區南傳馬町二ノ一 雜賀春子
同市曙町十六番地ろ、六號 星野敏子
東京市赤坂青山高樹町一二 梶木日種
清國日本大使館 小林一郎
東京市下谷區二長町三十八 郷永邦
同市四谷區内藤新宿一七三 牧野賤男
同 所 井上仙吉
盛岡市外米内村法華寺 井上はる
東京市神田區美土代町四ノ五 渡邊元教
同市京橋區松屋町二ノ四 莊喜助
同市京橋區新榮町常徳寺 佐藤半之助
名古屋市新榮町常徳寺 岡本圓正
廣島市新川場町本照寺 大橋日襲
千葉縣東金町西福寺 山岡會俊
東京市芝區高輪南町三〇 野村房太郎
同市深川區佐賀町二ノ四六 増田とめ
同市神田區東紅梅町二 松本郡太郎
豊橋市札木三番邸 上島萬治郎

京都市錦小路通高倉西入 富永東一郎
東京市本郷區動坂町二三四 小笠原丁
東京府下住原郡大森町山谷 大原亮
東洋汽船株式會社地洋丸 岩澤理八
東京市京橋區中橋和泉町武田方 鎌田光江
同市日本橋本石町一ノ二四 澁谷嘉助
同 所 澁谷千代子
千葉縣山武郡大和村法光寺 日比野日暹
豊橋市清水町妙圓寺 國友日斌
東京府北豊島郡高田村雜司ヶ谷 矢野美恵子
同 所 本教寺 井村日威
同 所 井村靜子
東京市芝區二本榎町一ノ一七 平山桂藏
千葉縣長生郡長柄村妙典寺 大津日文
東京市淺草區千束町二ノ三七〇 伊丹よし
同 所 伊丹とめ
東京市淺草區三間町二〇 小澤あい
京都市寺町二條大慈院 銀井乾升

京都市寺町二條法光院 金光孝碩
同 所 成就院 川崎英照
同 所 妙滿寺中 石井寛俊
東京市麴町區下二番町七一 早川千吉郎
同市深川區松村町一四 高野修道
千葉縣印旛郡八街村新藏寺 因幡善英
山梨縣東置賜郡梨郷村砂塚 平賀龍惠
東京市淺草區北清島町三〇 諸井竹次郎
同 所 諸井美起
同 所 安川政之助
京都府北桑田郡知井村知見谷 安川さく
東京府品川町南品川五四 大塚會叔
静岡縣濱名郡吉津村吉美妙立寺 山田豊次郎
大阪市西高津中寺町蓮成寺中 白井日慶
千葉縣山武郡福岡村飯島寺 梶木妙志
同 所 龜崎日憲
同 所 龜崎いむ
同郡公平村本松寺 横溝日蓮

千葉縣長生郡長柄村滿藏寺	大川日教	堺市中之町東二丁	村上篤三郎
鳥取市立川町一丁目法泉寺	桔梗開章	同所	村上うの
東京市淺草區北清島町一四	三上義徹	同所	村上忠
靜岡縣見付町玄妙寺	山本通辨	同所	村上禮子
同縣白須賀町妙泰寺	高橋遵碩	東京市淺草區南松山町法成寺	關田もと
同縣濱名郡知波田村妙安寺	吉田堅晴	神奈川縣小田原町妙經寺	有田宏道
愛知縣渥美郡野田村法華寺	西山日諭	愛知縣三川町妙泉寺	猪野貞立
千葉縣東金町押堀立善寺	小高榮郁	岡山縣勝田郡飯岡村吉ヶ原	柴原利平治
東京市小石川區白山御殿町三一	白井眞	同所 妙經寺	紀野俊耀
千葉縣市原郡内田村本傳寺	栗原日灌	東京市芝區二本榎一ノ一八承教寺	布施つね
愛知縣刈谷町長遠寺	武藤照惠	東京府下大井町	望月小太郎
福岡縣三池郡二川村新興寺	出海俊義	青森縣八戸町三日町	加藤庄五郎
千葉縣市原郡濕津村本泰寺	吉田純賀	同所	加藤萬吉
東京市淺草區北清島町一四	三上禎子	東京市淺草區永住町一	山本忠治
千葉縣長生郡二ノ宮本鄉村法泉寺	藤平法順	同市同區馬道町八ノ九	住江コタケ
同所 如意輪寺	井上日冲	東京市神田區元佐久間町一二	久富久子
同縣山武郡豐成村蓮成寺	池澤暉立	青森縣八戸町類家本壽寺	中田量叔
東京市淺草區田原町一ノ工	安江清海	東京本所區小梅葉平町八ノ角 <small>(改正三、四六號)</small>	廣崎金十郎

東京市小石川區大塚窪町二四	戶村清次郎	東京市淺草區北富坂町一九	渡邊あふ
千葉縣大網町	岩佐春治	金澤市中本多町本行寺	田久保日城
東京府下品川町北品川	田中とめ	愛知縣田原町本町五一	河邊音吉
同瀧の川村田端三〇〇	森田洪	同所 當行寺	前田圓整
同中野町中野一六三五	加藤八太郎	福井市相生町妙經寺	増田聖道
千葉縣大網町蓮照寺	井口善叔	堺市戎之町内農人町	河内伊三郎
東京府下荏原郡入新井村不入牛三〇〇	池野歟吉	堺市宿屋町東三丁	山上利三郎
東京市日本橋區川瀨石町六	豊田良江	堺市立川町濱	西川善橘
同市同區浪花町二	須田友吉	堺市大町東四丁	藤井辰二郎
堺市甲斐町東三丁	石村堅四郎	同市市之町東五丁	岡田彦太郎
同市大町上ノ町	村上保	千葉縣長生郡新治村桂	田原唯一郎
同市宿院町東二丁	村上孝	同所	秋葉鉄之助
朽木縣土都賀郡東大芦村下澤	木村和吉	同所	林仙太郎
東京府小笠原父島大村西町顯本教會	塚通榮	同所	林由太郎
千葉縣山武郡源村	猪野重之助	同所	石渡幸吉
東京市淺草區永住町九二	海野竹譽	同所	林作太郎
同市同區北富坂町一九	渡邊源治郎	同所	林染藏
同所	渡邊壯一郎	同所	白井福松

千葉縣長生郡新治村桂	林 清之丞	堺市櫛屋町東四丁妙満寺	高木本順
同 所	大谷伊八	京都高辻通洞院久遠寺	坪永日盛
同 所	林 勘太郎	岡山縣和氣町本成寺	原田日勇
同 所	秋葉重三郎	千葉縣酒々井町本佐倉經胤寺	前田日應
東京市淺草區駒形町一五	内田いし	東京市麴町區永田町二ノ二九	馬場哲次郎
千葉縣佐倉町妙經寺	田邊慎一	同市本郷區曙町三	小關三平
東京市淺草區森下町一	浦井吉太郎	同市日本橋區新右衛門町十二	安田松慶
同 所	浦井良	同市芝區高輪北町三〇	田中慶三郎
同 所	浦井はる	千葉縣山武郡源村二二〇	山本熊之助
同 所	浦井源吉	廣島縣可部町	入江善平
同市日本橋區瀬戸物町一八	馬場幸吉	東京市淺草區金龍山瓦町二五	隅山尙一
同市同區	柴崎守雄	東京府下戸塚村下戸塚一五七	勝屋勘之助
山梨縣北巨摩郡小淵澤	繁宮久遠	千葉縣山武郡豐成村武射田	長谷川日得
東京市下谷區中根岸町九一	土地彌吉	同縣市原郡潤井戸六五七	飛 舖 恭 平
千葉縣長生郡新治村桂	小高日唱	愛知縣知多郡緒川越境寺	長谷川日濟
字都宮市寺町法華寺	松平日太	東京市淺草區南松山町法成寺	關 田 養 叔
東京市牛込區水道町三六	猪又金太郎	東京府下駒澤村上馬引澤二八	宇田川 繁次郎
		千葉縣山武郡南郷村富田幸谷	平山由次郎

東京市淺草區諏訪町一六	齋藤助藏	静岡縣三島町一二五一	直井惣兵衛
同 所	齋藤さと	京都市松原通六波羅東	樋口孝道
同市同區三好町一二	岸本覺也	東京市麴町區飯田町五ノ三〇	木村十郎
千葉縣山武郡端穗村萱野	秋葉純一	同市本郷區弓町一ノ二五	鹽谷時重
静岡縣濱名郡吉津村吉美	朝倉一乘	同市牛込區西五軒町一四	岩井庄次郎
東京市淺草區北三筋町五五	中西芳山	東京府下千駄ヶ谷町五九二	荻野繁之助
同 所	中西ひさ	東京府下北品川宿七四六	山口俊和
同 所	中西はる	廣島市台屋町二七	深井守之助
東京市淺草區南元町二二	能切唯一郎	福島縣二本松町事久寺	笹本春義
同 所	能切貞次郎	東京市四谷區左門町五五	岸野 誠
同市芝區南佐久間町一ノ一	國見 増藏	名古屋市新榮町四ノ一五	大關 文 了
同市同區新福富町二〇	齊藤東四郎	福井縣南榮郡今庄村善勝寺	大野 正 一
同市京橋區築地一ノ七	小倉佐一郎	東京市牛込區南板町五ノ五號	長谷川よね
千葉縣千葉郡生實濱野村本行寺	中村 乾 信	同市下谷區池之端七軒町妙顯寺	乾 幸 三 郎
同縣長生郡新治村桂	秋葉金吉	同市日本橋區馬喰町四ノ一六	乾 桂 三 郎
同 所	大谷徳次郎	同 所 四ノ二二	飯 高 彌
同 所	伊東昌章	千葉縣山武郡増穂村清名幸谷	開 爲 太 郎
同 所	林 寅之助	富山市向川原町酒井三治方	

名古屋市中區東田法道寺 佐々木英春
 千葉縣君津郡馬米田村眞里谷 永島山吉
 同 所 本立寺 岩崎會眞
 東京市淺草區榮久町二七 關根孝助

神奈川縣布教の記

三 上 白 碧

大聖日蓮は「今我等が出家して袈裟をかけ懶惰懈怠なるは是佛在世の六師外道が弟子なりと佛記し給へり」と、佐渡御書に警訓を貼されて居る、されば假にも日蓮主義者として袈裟を纏ひ佛弟子の班に在るものは、還死法華心の叱責をうけざるやうに努めねばならぬ、いかに智解を磨いて經疏の解釋に巧みなりと雖、古本の文字裡に没頭して廣き天下に活釋を施すの妙用を缺いては、反て世を毒するのみで何等の價直を認むる事が出来ない、彼の十八圓滿抄に「智者學匠の身となりても地獄に墮ちて何の詮かあるべきや」と示して實行主義の尊とさを教へられて居る、佛子不幸にして識量

淺くとも、渾身の精力を出だして死身弘法の節義を致さば、必ず靈化の妙力を現はして迷へる國民の歸趣を示すことが出来る、佛子は常に斯くして勇猛精進の氣を振ひ所作佛事の設化を爲さねばならぬ、予は大正元年師走の四日、其の責を果さばやと山根日東師と神奈川縣下布教の旅途に就いた、午前八時半新橋を發車して神奈川に下車し、橘樹郡大綱村本乘寺に着いたのは十一時過であつた、午後一時より予は肉と靈との生活的調節を説いて信仰の妙義を語り、山根師は日蓮上人の生涯は慈悲の源泉より流れ出てたる活動であると論じて處世の要道を誨へ、佛性開發に資する所あつたので何れも熱心に聽て居つた、予は苟かに心強くおもふて傳道の効果を確かむるを得た、「同日」午後七時檜村本長寺に開講し、今井住職及惣代諸氏の周到なる準備によりて定刻百餘の參聽者があつた、今井師開會を宜し、予は現代病根の救治策としては幾多主張を見るも之れ對症の一時的にして用を爲さざるもの、我卓越せる日蓮主義に聽き活躍の大人格に接觸し來りて病根は

救治せらるべしと論じ、山根師は日蓮主義の折伏的意義を詳論して慈悲救済の二面を示し、破邪と顯正との關係を論議して活動的元氣を鼓吹せられたので、青年も老人も共に微妙の靈感にうたれて信念を強ふするものがあつたに相違ない、會を閉ぢたのは午後十時半であつたが、玄妙唱題の太鼓はなほ勢よく響いて居つた、「五日」午前五時檜木長寺を辭し去りて氣持のよい朝の風に吹かれつゝ、神奈川より乗車し國府津にて電車に乗り換へ、有田宏道師及惣代人の出迎をうけて小田原町妙經寺に着いたのは午前十一時、大本尊の寶前に法味を捧げまつりて中村別邸に憩ひ、午後一時有田師は各方面より國力の微弱なるを論じ道念の根底を明かにして大正國民の覺醒發憤を促がし、予は古來の哲匠は道に志し學に勉めたるを述べ來りて現代の修養なるものは何れも貧弱にして力量なく我日蓮主義の根本道念を把住せば充全なる洗練を爲し得べしと結び、山根師は「日蓮は泣かぬとも涙ひまなし」との聖文を掲げて慈悲の本源を明かにし、至誠道念活躍の士氣を作興

して聽衆の靈府を衝くものがあつたので、並み居たる聽衆は何等かの靈光に直射せられかとおもはれた、午後七時同町青年の集團なる信友會の主催として修養講演を開いた、了は「古今の偉聖と精神修養」と題して氣焔を吐く、我日本の歴史には偉人豪傑と呼稱せらるものは幾十を以て教ふる程で、彼の豊臣や徳川を擧げんても小田原には有名な北條早雲がある、早雲は素と駿州の一城主に過ぎなかつたが伊豆に攻め入りて茶々丸を自殺せしめた後、眼を關東の平野に走せ上杉氏の分國たる相摸の地に立脚を据えんとの念を抱いて發展の機を窺つて居つた、此時小田原城は大森藤頼の有に歸して居つたのであるが、早雲奸計詐謀を廻らして夜陰城を襲ふて之を陥し入れ、永く小田原を居城として關東併呑の計策を實現したのであるから、常人に超へた人物には相違ない、而し早雲の威勢僅かに五代にして跡方もなく亡んでしまつた、斯かる人物が歴史面には英雄と稱せられて居るのであるが、其性行と活動とを調査し來りて果して現代人の進むべき道筋として正

しい師表であると云ふを得ようか、吾人は此の纏まりの付かない混亂現代に處して何れに趣いて可なるか、解らない、苟も天地の法則權威を認め道義的共同生存の意義を轉すべき吾人は、大に公正の見地に立つて深思靜慮を遂げ英斷處置を採らねばならぬ、日蓮上人の御言葉に「智者に我義破られずば用へずとなり」とあるが、若し夫れ智者ありて多年の習俗肥體の謬れるを誨ゆるものあらば、潔よく去つて堂々乎として正しき理義に従ふは丈夫の心事態度と云ふべきである、今の青年はこの觀念を前提として精神修養に劣むべきであつて、徒らに片々屑々たる詐欺師風の人物や、雜然たる思想を受け入れるのは混亂を來すのみで思想の統一を見る事が出来ない、修養上には必ず大人格の活靈力を享有することが最大要件である、而して完全なる大人格の典型は相洲鎌倉の地に大活躍を試みたる大日蓮を第一なりと推稱せざるを得ない、この大日蓮は日本國民が自由に師表として學ぶことが出来る、之を學ばざるものは未だ修養の要道を得ざるもので、人格の向

上は思ひもよらぬ事であるとの理を論議する事二時間、山根師は日蓮主義は包容の宏量を有し、人生に裨益する學見主張は開顯的の識見を以て適當なる按排を施し、現未の融合調節を圖り、立正安國の主義に依りて人生を導き國運を進捗せしむるものであるとの道理譬喩に就て、諄々切々熱辨を振つて、評論せられたので、聽衆の胸の上には日蓮主義の靈光輝き渡りて所謂光りある風采の昂れるかの觀があつた、この日晝夜入時間の講演、予輩の示教讀論未だ充分ではあるまいが、思道の熱誠は幾人かの腑腑を貫いて物質萬能の夢を醒まして菩提の一念を起さしむる力のあつた事を見うけた、閉會後有田師飯田惣代人と共に一盞を酌みて大法宣傳の快事を語り合ひ、座を撤したのは午後十一時であつた、四隣聞として人の聲も犬の吠ゆるのも聞えな

根行の客となつたが、箱根山の地文上の價直は今更らに言はずとも世の識る處で、徳川の政略上選んで以て必由街道とした所なるが故に、其當時人馬陸續として大に段賑を極めたのであるが、春風秋雨幾十年、今は寂寥の裡に路傍の古松などが昔ながらの有様を語り、西方屋下急流清く注いで海に連なる處に早川橋が見えて、風光絶佳詩趣の湧くを覺ゆ、電車より下りて福住樓上の客となり、一浴して晝餐をしたため、山根師と地勝舊蹟を探らんとて須雲川の橋を渡つて急峻なる道を登り、俗化したる寺の境内に曾我兄弟の墓碑を尋ね、舊道を下りて早雲寺に到り、案内を乞ふこと十分餘なりしも應の聲だもなかりければ、早雲以下五代の墓へ行くべき道の掃除の行届けると赤ッ坊の襦袢の干してあるのを見て早雲寺を辭し、更に歩を轉じて塔の深に行く、新道を上る數丈の谷底を走る清流は、急湍滯碧相交り兩岸の懸崖や山腹や千變萬化を呈して無量の雅趣に富むものがある、また勇を鼓して十八丁餘の塔の峯にのぼりて當年に於ける山林佛教の狀勢を察し、旅

亭に歸來一浴して岩に激する水の音を聞きつゝ、旅の枕に着いた、この室には「三百昇平一夢爾英雄事業幾辛艱青松白髮駿前路即思將軍埋骨山」と云ふ額が懸かつて居つた、「七日」午前八時發國府津上りに乗りて戸塚驛に到るや、飯田本興寺總代人三名に迎へられ、腕車を驅りて午前十一時偉人日付の靈場に着いた、午後一時より萩原師の導師にて、明治天皇の追悼報恩大法會を奉修し、百五十餘の參拜者何れも故慶の態度であつた、夫いで萩原師開會の辭を述べ、予は現代文明の完備を期するは區々たる消極政策を捨てて積極進取の大道に依るべしとの理義を説いて、平易簡明の句詞も二時間半長廣告を振つた、午後七時青年を對告衆として精神訓話會を開いたが、萩原師は風教の改善すべき事實などを述べ、予は精神修養上靈的權威なき人物を仰ぐべからずと斷案を與へ、偉人日付の人格を熱論し、山根師は信仰の要義より説き起して客体論に及び統一神の卓越せる旨致を述べて信仰の標的を明かにし、雜然たる多神思想を折伏して日蓮主義の眞髓を傳

大正元年名残の活動史

明治四十五年一月以來大正元年の名残りを告ぐるまで吾徒が帝都に於て講演を開會した度數は二百餘回各種の階級に突撃して法陣を張りた取て特筆すべき程の成績ではな事は日蓮主義の勃興の氣運が今正に熟して來た事は確かである吾徒は維新大正の天地に奮起して更に大に活躍を試みよう

▲師走の八日終會として講演會を開いた何う云ふ調子が聴衆は前回よりも多く男子のみであつた關田養叔師の信仰と對象との關係に就て行門と理論門に亘りて詳細なる説明を試み本多大僧正は佛教各宗の主要なる佛院論の點を止し久遠の佛院を中心となすべしと懇説して信仰の歸趨を示し一代佛教の教相系統を明かにせられたので日蓮主義に信仰を確立すべき所以を醒覺し法悦に充ちて散會を告げ

▲同日午後七時小石川原町大道會に於て例會を開きしが寒風凜冽に夜に道を求むる士女は五十餘を算し何れも眞面目の態度である京義義師は温情溢るる上人の風格を説いて敬慕の念を起さしめ三上布教師は信仰は入るは易きが如きも守るに難しとて水の如き火の如き信仰の状態を評論し堅實なる日蓮主義の信念を抱かせ自己も家庭も向上し圓滿なるべしと懇諭説し本來具有の佛性開發に資す

る所多大であつた
△同月十二日午後一時地明會の講義を開いた本多大僧正は人生の意義より説き起して死の問題に及び富力の貧窮にして法の満足に慰安を享くべきを論ぜらる此會は婦人の集りなればいと懇切に論じて含める様に教示せられた參聽者はこの講義によりて益々信仰を強めた事であらう

會見知

歳暮夢と過ぎて此會も早や圓を重ねること十三臘月十日に納會を開いたが嚴肅なる修法の後山根會長の熱誠なる修養談に聴者みな感に入りて人格の尊重を自覺し、笹川布教師の理想談にまた一人の感興を催はして、來春初會の益況を豫想しつゝ合掌作證して散會したのは黄昏時であつた因みに來年初會には、會長の趣向を謀らせし有益の催ほしあるとの事、待ち遠くこそ思はるゝなれ
△十二日、十三日下谷本願寺の例會布教には山根日東師出席せられしが例の圓熟せる妙辨説教敷せられしものから數十名の聴者みな其信念を培ふこと多大に中には手巾もてけふり落る涙を拂ふことと具受けたりとぞ、げに師へて徳まの誠あらばなど本有の佛性を發揚せぬものやあるべき勉むべきは教線の擴張にこそ

東海道教報

◎貝付第一義會は例月講演の外更に本會事業として客年十月より店員講話を開きたるが其結果極めて良好にて十二月十九日七時より醬油

醸造業爲屋方にて店員三十名に向ひ講話をなす磯部永敏報徳社長は貴重なる生命を保持する衣食住の三は勤勞にありとし更にリシントンの實話を引いて勞働申しむべからずと結び山本師は簡易なる諸種の例話を引いて世渡の秘訣は忠實と不動心でありとし吉田師は飲酒の不經濟不休養不衛生不道徳罪惡に導かれ易し等の弊を擧げ論語酒無量不及亂の句を引いて好酒家止む無んば量を制せよと論結して閉會次で中村屋吳服店に至る店員の會するの十一名金子氏先づ立て自己の幼時を物語り樂は苦の種苦は樂の種の意を簡明に示し山本師は朋友の善惡が一身に及びば影響を説いて其撰擇の緊要を論じ吉田師は幸福とは心身共に強壯にして忠實業に服するにありて徒手遊食の民は國賊なりと論じて閉會せり

大僧正牧田日藏上人の遷化

日藏上人は武州豐島郡小石川諏訪町の産風に宮谷檀林に學び秀才の譽あり後出て東京下谷妙顯寺住職を始とし安成寺本立寺品川本光寺等に轉職す此間大教院執事管理長代理千葉縣下教養職取締教務部長等の公職を奉じ結核癆病宗法の爲患持するあり明治二十三年教務部長を辭し遠州吉澤寺妙立寺に榮轉せらるゝや爾來近郷素の指導教養に餘念なく傍ら我比土安穩に漸生信錄等を上梓して後學の利便に共し老境彌々健壯者を凌ぐの概ありしも明治四十二年微恙を感じ湖畔妙顯寺に隱退し爾來瘵疾愈り無りしも瘵石効なく俄於十二月二十一日遷化せられたれば假葬に附し十一月二十九日

本報を尋みたり

款 文

南無本門尊嚴の本尊別しては末法大導師日蓮上人等哀愍納受
大れ十號圓滿の如來も西天俱那の雲烟に光を陰し本化涌出の大地も東武池上の冷風に質を消し給ふ凡そ生を世に示せるもの誰か無常遷滅の法則を説るゝ事を得んや
茲に本日當山第四十世大僧正日藏上人の弊儀を舉行せらる

伏而臥を案ずるに上人諱は日藏字は精嚴福智院と號す武州豐島郡諏訪町の産天保十二年中道院存續日觀に師事得度し後宮谷檀林に入り英才の譽高し出て、東京下谷妙顯寺住職を始とし淺草安成寺千葉縣小谷滝永福寺東京品川本光寺大朝本國寺淺草本立寺へ漸次轉任明治二十三年特撰を以て當妙立寺に榮轉せらる
教師補としては始め權調等より中講義に至るは教部省より權大講義より權少教正は太政官より補任となる權僧都より累進して大僧正に被叙嗚呼盛事なる哉

又公職に従事せられしは千葉縣八幡中教院附總本山出張所執事神佛大教院執事管理長代理第一宗會原案起創委員總本山妙滿寺志願集囑托教務部長等大略の如し
其他教學宣傳としては明治五年宮谷史學院教授明治七年千葉縣下日蓮宗教專職取締に妙立寺總任以來は遠近編纂指導教養に餘念なく傍ら我比土安穩義を疑生信錄等を上梓して後進を裨益するもの夥からず盡せりと謂つべし
嗣らざりき明治四十二年十月微恙を感じ湖畔

大 阪 教 信

妙觀會に隱退し瘵疾看護怠り無りしも瘵石効なく十月二十一日行年七十七歳を以て安祥と並に遷化せらる嗚呼哀哉之に因て法眷の者並に檀信徒故舊の佛氏俱に相會し本門親王の金文を讀誦し謹而佛陀三寶の照鑑を仰ぎ以て上人の靈を無上涅槃の勝地に送り奉る仍而款文如件
大正元年十一月二十九日
管長大僧正 本 多 日 生

●大阪府茨木町本宗篤信家虎谷喜太郎氏は日教會幹事として夙に日蓮主義の鼓吹に努めつゝあるが去る十二月八日その相續人たる新夫等の結婚式を菩提寺たる耳原法華寺に舉げたりその概況は當日午後一時双方親戚一同式場法華寺に集集住職兼名玄徳師導師となり御寶前に席定まるや敬禮勸誦讀誦導師文朗讀新夫婦誓文朗讀奉白文開示新願受持文杯等夫茂二郎婦トエ女共法悦に満ち森嚴莊重の儀禮を執行し終て自宅に祝宴を張り歡を盡して散會せり同地方には未曾有の宗教結婚とて式場附近の部落より懸々老若寺々に群參見聞し模範的儀禮として喧傳しつゝありといふ奇特といふべし

神 戸 教 信

●神戸高商日蓮敬仰會にてはその第九例會を十二月十一日午後二時より同校教室に開催す講師堀木日種師は「日蓮上人と日本國」の題下に入人の國家観を説き終て茶話會に移り信仰問題等就て談論を戦はし午後四

千 葉 縣 教 報

▲客年上總横川に日經上人の碑を建て、其高風を慕へ意氣振興に努めたりしが小竹師は能く熱心以て十二月三十日の命日を卜し報恩會布教を開きしが廿日小竹師は施本功德の意義を述べ堂々雄辯は回向の徳を讚歎し森川布教師の活ける日經上人を評論して覺醒を興へ法益を有いた當日參拜者には日蓮主義の靈光を施して道念涵養の資に供したりしが其功德を續かし篤志者は南横川壽量講中小倉定次郎高山善三北田榮藏佐久間保中吉市造田田甚左衛門南富田三枝常太郎三枝治郎大朝町矢野哲の諸氏にして及南横川佐久間右藏貫持清平氏等は碑前に供物を捧げたりと云ふ誠に奇特の至りであるいよゝ七里法華は復活の曙光が輝いて來た希はくは小竹師より更に勇を鼓して活躍して呉れ給ひ



小泉要智君遺稿

近刊 叟骨集

菊版三百五十餘頁
裝釘洋版天金極善美
實價運送料共金壹圓

少くして宗門騷壇の惡太郎、氣を吐くと虹の如く痛罵骨を刺す、曾て妙宗派の諸雄と對峙して龍舉虎擲苟も譲らず、文華絢爛才氣一宗を壓し、文壇は徒らに彼が月旦の辭に苦めり、曰く縦横、曰く袈裟下の關提、曰くトルストイ、曰く梁川等の名を擬して皆悉く當らず、彼一たび鋒を收めて沈痾に臥するや、悠々死生の間に遊んで内觀愈々冷かに雅思淵才愈々熟す、母は瞻病に老いて子は思に泣き、母子相弔す端生涯嗚を古に求めて深草の袖頭陀妙子元政に比すべきあり、彼が晩年の披瀝に云ふ、吾は久遠の如來なりと、何ぞ其語の簡にして其の意の長さや、今や彼逝きて宗門想壇の凋落を喟つ時、彼が一代の文業を輯めて不磨の金子塔を築かんとす、想壇の寂寞此より破れん乎

注 豫約購讀の方は大正貳年二月六日(故人の命日)迄部敷を申込れたし申込の方は前金若は代金引替かを擇ばれたし

申込所

東京市下谷區北
稻荷町 蓮城寺 叟骨會 宛

新らし(特に新らし)御傳出づ

京都深草妹尾合資育英社版
通俗精神教育會 妹尾 凌 雲謹著

日蓮聖人御傳

著者聖人の威靈に感孚して茲に年あり衰きに身を藝界に投じて以て其偉大なる御人格の宣傳に力む即ち本書は著者が多年研鑽洗練の功を積み字都宮主計之介として謹講したる御傳を其儘上梓したるもの史實正整情味津々久遠劫來第四の讀みもの也

▲正價 金壹圓貳拾錢 (小包郵送料一冊ニ付金八錢 小包料ハ弊堂ニテ負擔ノ事)

▲特價 金壹圓 (小包郵送料一冊ニ付金八錢 小包料ハ弊堂ニテ負擔ノ事)

發賣所 東京市本所區 綾町四ノ卅一 (合資) 凌雲堂
東京市淺草區 (振替東京) 北清島町十四 (一三九番) 統一團

宮殿・須彌段

前机・幢幡

大販賣

御來店の節は陳列場へ御來車被下度はれ迄とは一層勉強仕一切各宗の佛具陳列仕置候



正價 三法堂佛具發賣目錄

注意

佛具と唱すれども此の種類數品有之候を以て一々記載する能はず。依て特に佛書正價附發賣目錄書を作製致置候に付御入用の諸君は、郵が四錢御送附被下候は、迅速運送仕候。此の目錄を御覽あれは、寺院様方の御入用品一切の買物何程遠方でも坐ながら買物安價にてき升。早く取よせ御覽あれ其の正價附の品は左の通り

佛具卸部

京都市三條 本舖 三法堂藤田總次
通小橋西入

小賣部

同市三條 三法堂佛具陳列場
通大橋西入

特電話二千七百八拾三番 振替貯 大坂 四二五九 金香號 東京 二〇七一

大僧正本多日生師著

橘香集

特製皮金文字入美本
並製クワス金文字入
金貳拾錢 (郵稅貳錢)

本書は法華經の要文と日蓮上人の遺文中より警句教訓を涉録したるものにして内容に於て發心教相佛陀人身法界本尊行法得益警策の諸篇に分類して研究引文を要する場合は尤も至便也日蓮主義鑽仰者の供ふべき珍書也

毎月一回十五日發行、一部金六錢 郵稅五厘 一ヶ年前金七拾壹錢 代金ハ振替貯金口座東京二一九番へ拂込マレタシ此場合ニハ誌料ノ外ニ金壹錢ヲ添付相成度候

大正二年一月十五日印刷發行

發行人 井村日成 編輯人 山根日東 印刷人 鈴木日雄

發行所 統一團

東京市淺草區北清島町十四番地

號五十二第

一

統

(日五十月每)行發日五十月一年二正大
可認物便郵種三第廿月二年十三治明

(東京京橋北澤活版所印刷)

告示第貳拾貳號

明治四十四年度歲入歲出總決算左ノ通り

大正元年十二月十五日

宗 內 一 般

顯本法華宗宗務廳

明治四十四年度歲入歲出總決算

歲入總額		七、七〇七、五四〇
經常豫算內收入		六、九三三、五四〇
第一款	宗費	三、四一六、七〇〇
第二款	寺數割	三、四一六、七〇〇
第三款	負債償却資金	二七、三三〇
第四款	受度冥加料	一七、二五〇
第五款	特別教學資金	七四、九四〇

歲出總額		六、五三〇、六八五
經常豫算內支出		六、五三〇、六八五
第一款	本山納附金	五〇〇、〇〇〇
第二款	宗務應費	三〇四、七五〇
第三款	印紙費	五〇、九〇〇
第四款	筆紙墨費	四三、八三〇
第五款	旅費及滞在費	六、八七〇
第六款	職員報酬	三六、〇〇〇

第六款	財團納附金	一七〇、〇〇〇	第一項	管長報酬	一〇〇、〇〇〇
第五款	本山費	三六五、〇〇〇	第二項	總監部長手當	一四四、〇〇〇
第四款	學事費	九五〇、〇〇〇	第三項	錄事報酬	一一〇、〇〇〇
第三款	布教費	四七五、〇〇〇	第四款	評議員費	九九、五四〇
第二款	樞要寺院保護費	二〇、〇〇〇	第五款	集合事務費	五〇、〇〇〇
第一款	大學林基本金	二〇、〇〇〇	第六款	旅費	四九、五四〇
前年度繰越金	前年度利餘金	七六、〇七〇	第七款	大學林補助費	二四九、八四五
豫算外收入	振替基金	二四〇、〇〇〇	第八款	支學林補助費	一六八、八四五
年外收入	宗費前二年分繰越	二四〇、〇〇〇	第九款	地方在學生補助費	四〇〇、〇〇〇
四十四年度	宗費	一四、四三〇	第十款	千葉縣補助費	三三〇、〇〇〇
四十三年度	宗費	一〇、〇〇〇	第十一款	補習學校補助費	九二、八六〇
四十二年度	宗費	五〇八、五六〇	第十二款	布教費	一〇〇、〇〇〇
四十一年度	宗費	一九九、二六〇	第十三款	管長巡教費	一〇〇、〇〇〇
四十年度	宗費	一三八、三〇〇	第十四款	監督布教費	三六〇、〇〇〇
三十九年度	宗費	二〇、八八〇	第十五款	統一團補助費	二五〇、〇〇〇
三十八年度	宗費	一三、九三〇	第十六款	講習會補助費	一〇〇、〇〇〇
三十七年度	宗費	二〇、八八〇	第十七款	千葉縣會補助費	一〇〇、〇〇〇
三十六年度	宗費	一、二六〇	第十八款	臨時布教費	七、八六〇
三十五年度	宗費	五、三〇〇	第十九款	監獄救海師補助費	四〇〇、〇〇〇
三十四年度	宗費	一五、三〇〇	第二十款	燈明料	四、〇〇〇
三十三年度	宗費	四、〇〇〇	第二十一款	妙法寺交附金	一五、〇〇〇
三十二年度	宗費	四、〇〇〇	第二十二款	宗寶保存費	五、〇〇〇

以上收支對照剩餘金

備考

本年度決算ニ於テ支出豫算ニ超過シタルモノ第二款第二項印刷費ニ於テ九十錢同第三項筆紙墨費ニ於テ十八圓八十二錢第十一項ニ於テ二圓五十錢第十五款第一項ニ於テ三十九圓五十二錢合計六十一圓七十四錢也ニシテ第一豫備金ヨリ支出シタリ豫算外ノ支出ヲ要スルモノ(一)三圓八拾錢賞與品代金(二)三圓宗務廳合修繕費(三)二十壹圓

第九款	宗寶保存費	五、〇〇〇	第九款	宗會費	四六五、〇〇〇
第十款	樞要寺院保護費	四六五、〇〇〇	第十款	樞要寺院保護費	四六五、〇〇〇
第十一款	樞要寺院保護費	九二、五〇〇	第十一款	負債利子	九二、五〇〇
第十二款	負債利子	九二、五〇〇	第十二款	負債償却金	一〇〇、〇〇〇
第十三款	負債償却金	一〇〇、〇〇〇	第十三款	第一豫備金	三七、一八〇
第十四款	第一豫備金	三七、一八〇	第十四款	第二豫備金	九三、一九〇
第十五款	第二豫備金	九三、一九〇	第十五款	宗費徵集費	九九、五三〇
第十六款	宗費徵集費	九九、五三〇	第十六款	宗費徵集費	一一八、一五五

十七錢宗務廳來賓接待費(四)九圓二十壹錢振替貯金受入拂出料金(五十圓)教師檢定試驗費(六)四圓九十六錢宗會議員補缺選舉費(七)四十九圓五十錢功勞章調製費(八)二十八圓七十三錢三教會合事件ニ關スル經費以上合計百三十圓三十七錢也ニシテ第二豫備金ノ豫算ヲ超過スルニ依リ(一)(二)(三)(四)ノ四項合計三十七圓十八錢ハ第一豫備金ノ殘額ヨリ支出シ(五)(六)(七)(八)ノ四項合計九十三圓十九錢ハ第二豫備金ヨリ支出シタリ

本年度決算附屬簿冊下ノ如シ宗費等徵集臺帳八冊歲入歳出月計帳一冊收納票綴七冊振替貯金受拂通知票綴同拂込票綴受領證綴宗務廳費支出明細帳評議員費支出明細帳大學林費支出明細帳宗會費支出明細帳第一豫備金支出明細帳第二豫備金支出明細帳宗費徵集費支出明細帳各壹冊

右大正元年十二月一日收支ヲ計算シ之ヲ調製シ常置委員ノ審査ニ附シ全部承認ヲ經タリ

明治三十年二月廿四日第三種郵便物認可
大正元年十二月十五日發行統一第一百十四號附錄

(每月一回)
十五日

發行 東京市淺草區北清島町十四番地 團

明治三十年二月廿四日第三種郵便物認可
大正二年一月十五日發行統一第二百十五號附錄

(每月一回)
十五日

發行所 東京市淺草區北清島町十四番地
統一
關

廳令第一號

大正二年二月十一日ヨリ同月廿四日迄高等宗學院ヲ東京統一閣ニ開設ス
一講師及講題ノ豫定左ノ如シ

宗 內 一 般

教 義

祖書研究

大僧正 本多 日生師

如來壽量品(輪講)

同 師

教義問答

野口、今成、山根、井村、
關田、笹川諸師交替擔任

筆記應答(論文)

學 說

日本建國ノ事實及理想

儒教ノ概要及其日本化

佛教ノ概要及其日本化

近代文明ト國民ノ態度

宗教ト倫理ノ關係

宗教ト教育ノ關係

經濟ト道德

文學士 澤 作 安 文 君

文學博士 井上哲次郎君

大僧正 本多 日 生 君

文學博士 姊崎 正 治 君

文學博士 吉田 靜 致 君

文學博士 姊崎 正 治 君

文學士 藤井健治郎君

御國體觀

古神道觀

救濟事業ニ就テ

救貧ト防貧

海軍少將 佐藤鐵太郎君

法學博士 範克彦君

子 爵 五島盛光君

法學博士 井上友一君

一 高等宗學院撰士トシテ三十名ヲ撰拔シ金五圓ヲ補給ス

但在京者ニハ補給セス

一 撰士ノ旅費及雜費ハ自辨トス

一 撰士ニアラザルモ出席聽講ハ隨意トス

一 出席希望者ハ一月二十日限り高等宗學院理事宛申出テ許可ヲ受クヘシ

一 出席者ノ宿所ハ任意トス

大正二年一月十一日

宗務總監 野口日主

訓示

各教區管事

地方費ノ收支ニ關シテハ宗則第三則第八條ニ宗規第十六則ノ規定ヲ準用スヘキ事ニ規定セラレアルモ右ハ昨年度發布ノ宗制改正條項ニ屬シ從來慣行ノ手續ト相違スル

事項モ有之教區管事ニ於テ其手續ヲ知悉セザルモノアルヤニ聞及ヒ候ニ依リ左ニ注意事項列記致置候條取扱上條規ニ違背セザル様注意可相成候

一 會計年度ハ其年九月一日ヨリ翌年八月三十一日迄ヲ一周年度トスヘシ(宗規第十六則第一條ノ一)

一 會計年度所屬ノ出納事務ハ年度ノ終ヨリ二ヶ月以内ニ悉皆完結スヘシ(同條ノ二)

一 各年度ニ決定シタル經費ヲ以テ他年度ノ經費ニ充ツルコトヲ得ス(同則第三條)

一 豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス(同則第十條)

一 決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ事務完了ノ期日ニ於テ之ヲ調製シ地方會議ノ決議ヲ經テ宗務總監ノ認可ヲ經ヘシ(同則第十八條第三則第八條)

一 決算ハ宗務廳ニ於テ審査ノ上違規ノ支拂アリト認メタル場合ハ辨償ヲ命セララル、コトアルヘシ(同則第二十一條)

右及訓示候也

大正二年一月十五日

顯本法華宗宗務廳

訓示

宗内一般

近時大學統已下ノモノニシテ紫紺色若クハ類似色ノ略衣ヲ着用シ學士以下ニシテ紫金紋袈裟ヲ着用シ沙彌ニシテ紫色袈裟ヲ着用スルモノ等間々有之哉ニ聞及ヒ候處右ノ所爲ハ宗規第壹則第二十五條ノ規定ニ反シ同則第二十四條ノ規定ニ依リ宗律ノ制裁ヲ受クヘキモノニ有之候條心得違無之様注意可致此段特ニ訓示ニ及ヒ候也

大正二年一月十五日

顯本法華宗宗務廳

異動報告

大正元年九月一日寺院任職名簿發行以後ノ異動左ノ如シ

補權大學統	中學統	熊井	本光	補權學士	學士補	牧田	英明
補權大學統	中學統	中原	通應	補權學士	學士補	長谷川	義一
補權大學統	中學統	吉永	義彦	補權學士	沙彌	鈴木	愛作
補中學統	權中學統	佐藤	重賢	補學士補	沙彌	淺井	榮藏
補少學統	權少學統	武田	顯龍	補學士補	沙彌	吉塚	敬太
補少學統	權少學統	國分	顯有	補權少學統	學士	古口	醇叔
補權少學統	權學士	草切	信榮	補權少學統	學士	富田	林惠

補權少學統 學士 鈴木 信海
 補權少學統 學士 初芝 智泉

補學士 權學士 山本 賢乘
 補學士 權學士 石井 瞭應

補學士 權學士 山本 信讓
 補權學士 學士補 長岡 育應

補學士補 學士補 五十嵐 吉正
 補學士補 沙彌 小島 啓治

補學士補 沙彌 涌井 常虔
 補學士補 沙彌 菊池 乾淨

右宗規第十則第四條ニ依リ補任セララル
 補權少學統 學士 秋葉 純一

補學士 權學士 大川 圓精
 右宗規第十則第五條ニ依リ補任セララル

補學士 學士補三等功勞 片岡 義慣
 右宗規第十一則第四條第十三項ニ該當ス

ル功勞アリト認メ昇等セシメラル
 以上大正元年九月二十八日補任ス

贈權僧正 故僧都 森川 會殷
 右大正元年十月五日補任ス

福島縣若松市妙法寺住職 授二等功勞章 大僧正 阪本 日桓
 福島縣若松市妙法寺副住職 敍權僧正 僧都 竹内 無着

福島縣若松市妙國寺住職 補少學統 大多和幸英
 福島縣若松市妙法寺檀家總代人 今木 三平

川島東右衛門 賞狀(各通)
 長谷川五郎右衛門 長谷川長八郎

故田中 常吉

右宗規第十一則第四條第十項ニ該當スルモノト認メ昇等セシメラル

布教師中學統 三上 義徹

右別格本山妙法寺本堂再建ニ付宗規第十一則第四條第八項同第十二則第一條第七項ニ該當スルモノト認メ其功勞ヲ表彰ス

千葉縣草刈行光寺檀家總代人

特許雜色金襴五七條袈裟着用
右宗規第十二則第一條第一項ニ該當スルモノト認メ特許セラル

木津 周藏

以上大正元年十二月二十日補任ス

右宗規第十二則第一條第三項ニ該當スルモノト認メ之ヲ表彰ス

補權學士 學士補 中村 會道

大正元、九、三二 僧都 森川 會股

授二等功勞章

學士補 中村 會道

同、一〇、一八 中學統 鈴木 純智

右宗規第十一則第四條第十三項ニ該當スル功勞アリト認メ昇等セシメラル

大學林教授兼特命布教師布教師

同、一〇、二二、大僧正 牧田 日禱

鼓權僧正 僧都三等功勞 關田 養叔

教務部長兼特命布教師

同、一、二六 權中學統 山崎 學習

鼓權僧正 僧都三等功勞 關田 養叔

同、二、六 大學統 澤崎 日音

僧都三等功勞 笹川 日堂

同、一、二、七 權學士 島田 恕慶

同、一、二、五 少學統 篠崎 學山

同、一、二、五 少學統 篠崎 學山

右死亡

同 一、五

少學統 石渡 日毅

右僧籍返上

第六教區本性坊兼務住職 小高 日唱

依願免本性坊兼務住職(元、九、三六)

第六教區本成寺住職 堂 亮雄

轉任第六教區本性坊住職(同)

第六教區成就坊住職 板倉 通猛

轉任第六教區本成寺住職(同)

第六教區成就坊住職 板倉 通猛

兼任第六教區成就坊住職(同)

第十四教區大慈院住職 銀井 乾升

轉任第十四教區本正寺住職(元、十、十四)

中學統 三上 義徹

任第二教區法行寺住職(同)

第九教區本源寺住職 増田 智靜

轉任第七教區本淨寺住職(同)

第七教區本淨寺住職 小澤 盛重

轉任第九教區本源寺住職(同)

第八教區妙隆寺兼務住職 角川 泰碩

依願免妙隆寺兼務住職(同)

第八教區妙光寺住職 中村 體祐

兼任第八教區妙隆寺住職(同)

第二教區本永寺住職 高端 山貴

兼任第二教區法藏寺住職(元、十、三十)

兼任同 教區妙傳寺住職(同)

第十二教區妙松寺住職 土屋 賢生

轉任第六教區本國寺住職(同)

第三教區妙典寺住職 大津 日文

轉任第十二教區妙松寺住職(同)

第七教區妙覺寺住職 松井 道安

轉任第四教區本法寺住職(同)

第六教區蓮成寺住職 小幡 親正

轉任第七教區妙覺寺住職(同)

第十五教區妙善寺住職 野口 會英

轉任第六教區蓮成寺住職(同)

第十教區法華寺住職

大學統 渡邊 元教

改名日研(元、十三、十五)